

門真市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1. 子ども・子育て支援事業計画について

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成 27 年 3 月に、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援の提供体制の確保と拡充を図ることを目指し、「門真市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

2. 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

この計画は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年計画として策定しており、29 年度は、計画と実績に乖離がある場合は見直しが必要とされていた、計画期間の中間年度にあたります。

また今年、国より新たに示された、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」において、見直しの必要性の具体的な基準や見直しの手順、方法が示されており、本市では国の基準を踏まえ、計画策定時から現在に至るまでの児童数の変化や、教育・保育の利用者数、待機児童数の実績値を鑑み、より現状に即した適切な、子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間見直しを実施することといたしました。

3. 見直しの基準について（参考資料 2 の 2 ページより）

平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定区分ごと（3 号認定については、0 歳児と 1・2 歳児ごと。）の子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合には、原則として見直しが必要となる。

※ 支給認定区分ごとの子どもの実績値＝提供区域ごとの実績値

4. 計画と実績値の乖離率及び見直しの必要性について（資料 2 参照）

資料 2 より、北部・南部ともに、3 号の 1・2 歳等の計画値と実績値に 10%以上の乖離が見られるため、平成 30 年度及び平成 31 年度における量の見込み及び確保方策について見直しが必要。

5. 見直しの手順について

① 要因分析及び補正について（参考資料 2 の 4 ページより）

「実績値」と「量の見込み」との間に乖離が生じている場合、大きく分けて以下 2 つの要因について、それぞれの要因がどの程度影響しているかを精査する必要がある。

ア. 推計児童数について、推計時に想定できなかった事情により児童数自体が増大している

→平成 27 年から平成 29 年 4 月 1 日時点において、少しの増減はあるものの、極端な

児童数の増大はない（参考資料3参照）

イ. 支給認定数について、推計時の予想を超えて、教育・保育のニーズが高まっている
→平成27年から平成29年にかけて、保育の利用希望者数の増加が見られるため、見直しの際に反映させる必要がある

② 「量の見込み」の計算式について

「補正後の推計児童数」×「支給認定割合」＝「見直し後の量の見込み（人）」

6. 見直しの方法について

① 推計児童数について（参考資料2の5ページより）

かい離の要因を分析するため、平成27年及び平成28年の4月1日の計画時の推計値と実績値を比較し、その結果、推計児童数にかい離が生じている場合には、推計児童数の補正を行う必要がある。

＜門真市の状況＞

→平成27年から平成29年について比較したところ、29年の北部の一部に10%以上の乖離が生じている。（参考資料3参照）

＜推計児童数の補正について＞

→上記の結果に基づき、推計児童数の補正を行う。（平成30年・31年の推計方法については参考資料4のとおり）

② 支給認定割合の補正の考え方及び補正後の量の見込みについて

平成27年度から平成29年度にかけての支給認定割合の変化を踏まえ、3年間の支給認定割合の増減値の平均を算出し、平成29年度の支給認定割合の実績値に加えることで、30年、31年の支給認定割合の推計を行う。（参考資料5参照）

また、補正後の量の見込みについては、①で算出した推計児童数と上記の支給認定割合を使用して算出。（参考資料5及び資料3参照）

7. 確保方策について

昨年度の意向調査時までには、施設改修や新規施設等による保育定員の拡充希望のあった既存事業者による全拡充数と、今年度行った新規小規模保育事業者による拡充数等を反映。

8. 地域子ども・子育て支援事業に係る計画の見直しについて

原則、教育・保育の量の見込みと同様、10%以上の乖離がある場合に見直しを行う。27年度、28年度の年間の実績値と計画値を比較し、見直しの必要性を検討。